

定期預金等規定集

(定期預金・定期積金)

目次

I. 期日指定定期預金規定	1
II. 自動継続期日指定定期預金規定	2
III. 自由金利定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)	3
IV. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)	5
V. 自由金利型定期預金規定 (大口定期)	9
VI. 自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期)	10
VII. 定期積金規定	12
VIII. 定期預金等共通規定	13

I. 期日指定定期預金規定

<自動継続以外>

1. (預金支払時期等)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。指定された1か月以内に最長預入期限が到来した時も同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
通帳または証書記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
通帳または証書記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満・・・・・・・・・・・・・・ 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
この他、巻末の「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上

Ⅱ. 自動継続期日指定定期預金規定

<自動継続扱い>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳または証書記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 第2項による満期日の指定がない場合は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
通帳または証書記載の「2年未満」利率
 - ②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
通帳または証書記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払

います。

(5) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・・・ 2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。
この他、巻末の「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上

Ⅲ. 自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

<自動継続以外>

1.（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金にすることができます。

A. 現金で受取る場合には、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳また

は証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満…………… 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…………… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満…………… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満…………… 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満…………… 約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…………… 約定利率×50%

- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満・・・約定利率×80%
- H. 4年以上5年未満・・・約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、また通帳式の場合には通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約するときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに提出してください。ただし、証書の場合は、証書の受取欄に届出の印章により署名押印して提出してください。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上

IV. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定
(スーパー定期)

<自動継続扱い>

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2. (1) および(2)においても同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利息は、継続後の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座に振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。
- ④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満…………… 約定利率×70%

- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…………… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満…………… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満…………… 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満…………… 約定利率×90%

- ③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…………… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満…………… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満…………… 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満…………… 約定利率×80%

G. 3年以上5年未満…………… 約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×30%

C. 1年以上1年6か月未満…………… 約定利率×40%

D. 1年6か月以上2年未満…………… 約定利率×50%

E. 2年以上2年6か月未満…………… 約定利率×60%

F. 2年6か月以上3年未満…………… 約定利率×70%

G. 3年以上4年未満…………… 約定利率×80%

H. 4年以上5年未満…………… 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については原則として、預金証書を発行しないこととし、また通帳式の場合には通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約するときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに提出してください。ただし、証書の場合は、証書の受取欄に届出の印章により署名押印して提出してください。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上

V. 自由金利型定期預金規定

(大口定期)

<自動継続以外>

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とし

たこの預金の利息支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

①預入日から1か月未満に解約の場合…… 下記A、B、Cのいずれか最も低い利率（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）

②預入れ日から1か月以後に解約の場合…… 下記B、Cのいずれか低い利率（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）

A：解約日における普通預金利率

B：約定利率－約定利率×30%

C：約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

※基準金利とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率です。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金共通規定」をご参照ください。

以上

VI. 自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期)

<自動継続扱い>

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、2.(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または、前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後に

この預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

①預入日から1か月未満に解約の場合…… 下記A、B、Cのいずれか最も低い利率（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）

②預入れ日から1か月以後に解約の場合…… 下記B、Cのいずれか低い利率（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）

A：解約日における普通預金利率

B：約定利率－約定利率×30%

C：約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

※基準金利とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率です。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金共通規定」をご参照ください。

以上

Ⅶ. 定期積金規定

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳をお差出ください。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の年利回（年365日の日割計算）により遅延期間に相当する利息をいただきます。

4. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳または証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ①この積金の契約期間中に通帳または証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ②この定期積金を満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
解約日における普通預金預金の利率。
 - ④この計算の単位は1円とします。

5. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

6. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上

VIII. 定期預金等共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。
不渡となった証券類は、通帳または証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第3条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第5項第1号、第2号AからFまたは第3

号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

ただし、証書の場合は、証書受取欄に届出の印章により署名押印して証書とともに当店に提出してください。

(2) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(3) 前二項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) この通帳または証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店にお届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(4) 通帳、証書を再発行（汚損による再発行を含みます。）する場合には、店頭表示の手数料をいただきます。

5. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、9条により補てんを請求することができます。

6. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書または通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

7. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (保険事故発生時における預金者・積金契約者からの相殺)

(1) この預金・積金（以下「預金等」といいます。）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金等に、預金者・積金契約者（以下「預金者」といいます。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者

が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに直ちに当金庫に提出してください。

ただし、この預金等で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する合理的な方法により充当します。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を（積金の場合は払込日から）相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率（積金の場合は約定年利回）を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は約定利率によるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払戻し等)

《本条の適用は預金者が個人の場合に限定します。》

(1) 個人の預金者は盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下「本条において「当該払戻し」という。」については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを

得ない事情があるところを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前4条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の家族、同居の親族その他同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳・証書の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正は払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (休眠預金の取扱い)

(1) 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

(2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

①この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

ア. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

イ. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

ウ. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

エ. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

②①のイにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

ア. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

イ. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた期間の満期日

a. 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

b. 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

ウ. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと、および当該支払停止が解除された日

エ. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、および当該手続が終了した日

オ. 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

カ. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じた預金に係る最終異動日等

(3) 休眠預金等代替金に関する取扱い

①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を

有することになります。

- ②前号の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- ③預金者等は、前①の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ア. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - イ. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ウ. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - エ. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- ④当金庫は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ア. 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - イ. この預金について、第3号のイに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ウ. 前号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

1 1. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上